

(R7. 9. 30)

島根県土木総務課建設産業対策室 武田、永島

TEL : 0852-22-5388 FAX : 0852-22-5782

E-mail : shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) 山重組 知事-第1212号	藤本 龍次	浜田市長沢町 185-1	令和 7年10月 1日から 令和 7年10月31日まで (1か月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(株) 山重組は、島根県浜田県土整備事務所が発注した「5災第28号（一）佐野波子停車場線 道路災害復旧工事」に元請けとして従事しており、令和6年11月12日に、道路上から高さ約20mの法面に登り斜面の状況を確認する際、被災者が足を滑らせて下方道路面に転落し、事故直後は意識不明の重体（頭蓋骨骨折、脊髄一部損傷、左胸部肺動脈損傷外）となり、その後死亡する事故を発生させた。

この事故について（株）山重組に、高さが2メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのある箇所について、囲い等を設けることが著しく困難であるときに、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、労働者の危険を防止するための措置を講じなかったこととし、浜田労働基準監督署から是正勧告がなされた。

4. 指名停止措置理由等

同社が浜田労働基準監督署から是正勧告を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1第7号に該当する。

なお、指名停止措置期間は1か月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>2週間以上4ヶ月以内 (故意又は重過失の場合、 1ヶ月以上)</p>